処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法		令	名:道路交通法
根	拠	条	項:第103条第2項
処	分	の概	要:運転免許の取消し
原	権者	(委任	先):宮城県公安委員会
法	令	の定	め:道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項(免 許の取消し、停止等)
処	分	基	準:運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別添 に従い処分の軽減を行う。
問	合	せ	先:警察本部運転免許課(電話022-373-3601)
備			考: